

**道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令案、
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案及び
原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示（仮称）案に関する意見募集の
結果について**

令和 7 年 2 月
国 土 交 通 省
物 流 ・ 自 動 車 局

国土交通省では、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令案、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案及び原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示（仮称）案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、4件のご意見を頂きました。頂いたご意見の内容及び国土交通省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

今回の意見募集に当たり、ご協力頂きました方々へ厚くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ①募集期間：令和7年1月21日（火）～令和7年2月19日（水）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載
- ③意見提出方法：インターネット、電子メール、郵送

2. 提出意見数

4件

3. ご意見の内容及びご意見に対する考え方

別紙のとおり

(別紙)

意見数	意見内容	国土交通省の考え方
1	原付二種のカテゴリーが出来たり、現行の車両法の定義が何故にいつも簡単に変わるのか？自動2輪の普通免許を1,990年以前の取得者に限り大型2輪免許とする方が低迷する2輪業界の活性剤になるのでは？	ご意見ありがとうございます。 道路運送車両法関係法令における原動機付自転車の定義につきましては、「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会」(警察庁が主催。関係事業者等の他、国土交通省も参加。)において、原付免許(普通免許に付帯する免許)で運転可能な二輪車に総排気量が0.050Lを超え0.125L以下かつ最高出力が4.0kW以下のもの(以下「新基準原付」という。)を加えることとされたことに対応するため、令和6年11月13日に改正しております。 また今回、ペダル付き電動バイク等の安全基準を整備するにあたり、一般原動機付自転車のうち小型で軽量なものを保安基準において一般小型原動機付自転車と定義したものであり、道路運送車両法における定義が変わるものではありません。 なお、運転免許については当省は所管しておらず、回答致しかねます。
1	・新しく定義される一般小型原動機付自転車については、免許・ヘルメット・ナンバープレート・保険を必須とすることを要望する。 モペットの事故は非常に多く発生している。死亡事故などの重大事故もかなり増えており、規制を厳しくしていかなければならない。 (そもそも、免許不要のモペットの定義を作ったことが間違い) 一般小型原動機付自転車は、今の一般原動機付自転車の基準より緩くすることがないことを切に願う。 ・モペットのスピード違反等の取り締まりがかなり甘い状態であることから、違反時の厳罰化が必要である。モペット=バイクであることをドライバーに周知することも必要である。 ・多くの国で規制されているモペットを、日本で緩くしていることがおかしい。逆行している。	ご意見ありがとうございます。 国土交通省では今般、ペダル付き電動バイク等の、一般原動機付自転車のうち小型で軽量なものについて、必要な安全基準を定めることと致しました。 このようなペダル付電動バイク等は引き続き一般原動機付自転車に該当しますので、公道を走行する場合は保安基準に適合することの他、自賠責保険が必要です。 なお、課税標識(ナンバープレート)の表示、運転免許、ヘルメットの着用、交通ルールの遵守も必要となる認識ですが、当省は所管しておらず、回答致しかねます。 その他の内容につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
1	反対。 性能確認の前段階として、基準に適合するかを相談する窓口が不明である。市町村窓口で性能確認を持たない車両の届出に支障をきたす	ご意見ありがとうございます。 保安基準の内容については弊省までお問合せください。 なお、その他の内容につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
1	【ご意見】 最高出力の制御機構の不正改造を防止する措置として、法律において、プログラムの書き換えの禁止に加え、改造者、運転者、改造パーツの販売者への罰則を規定していただくとともに周知を図っていただきたい。 【理由】 ネットショッピングなどで簡単に物が買えたり、ネットの情報で簡単に改造ができる世の中になっているが、運転者が基準などを知らないため、自分で簡単に改造が出来て、安全安心を確保できない。	ご意見ありがとうございます。 「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会」(警察庁が主催。関係事業者等の他、国土交通省も参加。以下「有識者検討会」という。)が令和5年12月に取りまとめた報告書では、新基準原付の最高出力の制御機構には容易に改造できない措置が講じられることを制度的に担保することとされており、今回の保安基準改正により新車、使用過程車を問わずそのような措置が有効に機能していなければならないことと致しました。また、新たに最高出力確認制度を設け、適正な新基準原付であることを確認済表示により明確に判別できることと致しております。周知につきましては、引き続き、関連する省庁及び団体と連携して行ってまいります。 その他の内容につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。